

障害者差別の解消について

障害者差別の解消について

1 障害者差別解消法の概要について

資料 3-2

2 障害者差別解消地域協議会について

概要について 資料 3-3

期待される役割・・・相談事例等の情報共有・協議を通じ、地域の実情に応じた差別解消の取組をすすめるためのネットワークを構築する。

3 豊明市の対応について

・市職員の「対応要領」を平成29年3月に作成。 資料 3-4

・相談窓口を社会福祉課に設置。

(広報とよあけ平成29年2月号で周知)

福祉・健康

障がい者差別相談窓口

社会福祉課障がい社会係
☎0562・92・1119

障害者差別解消法が平成28年4月に施行されました。この法律は、障がい者への差別をなくし、誰もがお互い的人格と個性を尊重し合いながらともに生きる社会の実現を目指すものです。それに伴い、市では、障がい者差別に関する相談窓口を社会福祉課に設置しています。

次に挙げるような、差別と思われることなどがありましたら、ご相談ください。

例1 市役所窓口で「どうせ分からないよね」と言っ、知的障がいのある人からの質問をちゃんと聞こうとしなかった。

例2 窓口における申請について、聴覚障がいをもつ人に対する配慮（筆談や手話通訳者の配置など）がされていない。

受付時間 市役所開庁日午前8時30分～午後5時15分

広報とよあけ平成29年2月1日号

4 相談対応事例の紹介

資料 3-5

5 取り組みの紹介

NPO 法人えんとかく による取り組みについて

(平成28年度 障害及び障害者に対する県民理解促進事業を受託)

資料 3-6

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

障害者差別 解消法

が制定されました



障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「障害者差別解消法」が平成25年6月26日に公布されました。(平成28年4月1日施行)



障害者差別解消法 とは

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

概要

この法律では、主に次のことを定めています。

- ① 国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること。
- ② 差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。
- ③ 行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること。

また、相談及び紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動等の障害を理由とする差別を解消するための支援措置について定めています。

障害を理由とする差別とは？

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

また、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明*があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮(以下では「合理的配慮」と呼びます。)を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

*知的障害等により本人自らの意思を表明することが困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることもできます。

●障害を理由とする不当な差別的取扱い(例)

障害を理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません。



●合理的配慮(例)

筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。

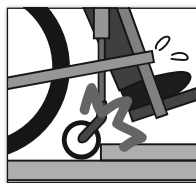


社会的障壁とは？

障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。

- ① 社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)
- ② 制度(利用しにくい制度など)
- ③ 慣行(障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など)
- ④ 観念(障害のある方への偏見など)

などがあげられます。



例 街なかの段差
3センチ程度の段差で車椅子は進めなくなります。



例 書類
難しい漢字ばかりでは、理解しづらい人もいます。







例 ホームページ
すべて画像だと読み上げソフトが機能しません。

本法のポイント

「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます

※民間事業者における合理的配慮の提供は、努力義務となります。

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	 禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 法的義務 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 ^(※) <small>※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。</small>	 禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 努力義務 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

障害者差別解消法 Q & A

Q 「合理的配慮」の具体的な例を教えてください。

A どのような配慮が合理的配慮に当たるかは個別のケースで異なります。

典型的な例としては、車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段(筆談、読み上げなど)で対応することなどが挙げられます。

Q 日常生活の中で個人的に障害のある方と接するような場合も、この法律の対象になるのですか。また、個人の思想や言論も規制されるのでしょうか？

A 個人的な関係や、思想、言論といったものは対象にはしていません。

この法律では、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などを対象にしており、一般の方が個人的な関係で障害のある方と接するような場合や、個人の思想、言論といったものは、対象にしていません。

Q 民間事業者による取組がきちんと行われるようにする仕組みはあるのでしょうか？

A 民間事業者の事業を担当する大臣から、事業者に対して報告徴収、助言・指導、勧告を行うことができます。

この法律では、同一の民間事業者によって繰り返し障害を理由とする差別が行われ、自主的な改善が期待できない場合などには、その民間事業者の事業を担当する大臣が、民間事業者に対し、報告を求めることや、助言・指導、勧告を行うことができることにしています。

基本方針と対応要領・対応指針

基本方針とは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するために作成するものであり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の基本的な方向等を定めるものです。

また、「対応要領」・「対応指針」は、行政機関等ごと、分野ごとに定められるものであり、当該行政機関等、当該分野における障害を理由とする不当な差別的取扱いになるような行為の具体例や合理的配慮として考えられる好事例等を示すものです。

相談や紛争解決の仕組みについて

障害のある方からの相談や紛争解決に関しては、すでに、その内容に応じて、例えば行政相談委員による行政相談やあっせん、法務局・地方法務局・人権擁護委員による人権相談や人権侵犯事件としての調査救済といった、さまざまな制度により対応しています。この法律では、すでにある機関の活用などにより、その体制の整備を図ることにしています。

障害者差別解消法 Q & A

Q 行政機関が「不当な差別的取扱い」を行ったり「合理的配慮」を行わないときの相談窓口はどこですか？

A その行政機関の苦情相談等窓口等にお申し出ください。

行政機関の職員の対応に問題がある場合などは、まずは、その職員が所属する行政機関の苦情相談等の窓口に申し出ることが考えられます。そのほか、例えば、行政相談委員による行政相談や、人権に関わる相談であれば法務局や地方法務局などに相談することも考えられます。

Q 雇用における障害のある方に対する差別も、この法律の対象になるのですか？

A 雇用については、障害者雇用促進法に定めるところによります。

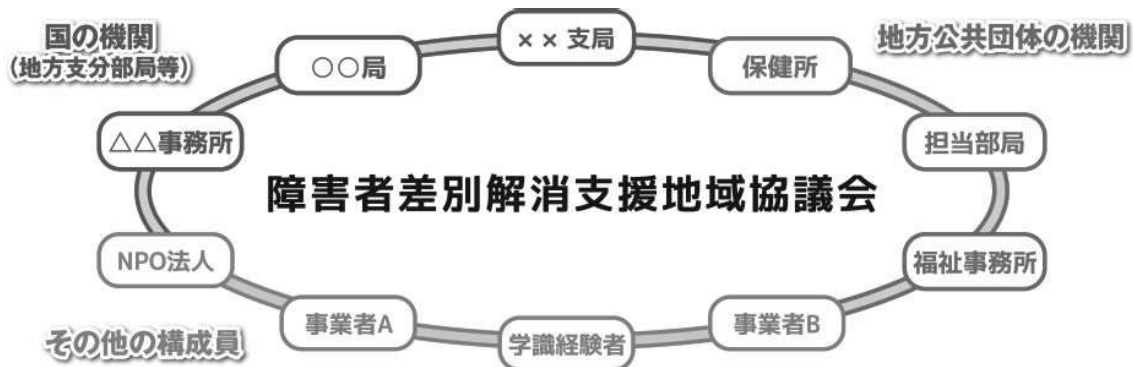
雇用の分野における差別については、相談や紛争解決の仕組みを含め、障害者雇用促進法に定めるところによります。

障害者差別解消支援地域協議会について

障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止、解決の取組を進めるため、国や地方公共団体の機関が、それぞれの地域で障害者差別解消支援地域協議会を組織できることにしています。

協議会が組織され、関係する機関などのネットワークが構成されることによって、いわゆる「制度の谷間」や「たらい回し」が生じることなく、地域全体として、差別の解消に向けた主体的な取組が行われることをねらいとしています。

● 組織イメージ図



内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付 障害者施策担当

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎8号館

代表:03-5253-2111 Fax:03-3581-0902 ホームページ <http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>

障害者施策

検索

障害者差別解消支援地域協議会設置の手引き（概要）

1 障害者差別解消地域協議会はなぜ必要なのですか？

障害者にとって身近な地域において主体的な取組があることが重要

- ◆行政機関の相談窓口障害者差別に関する相談等を行う際、初めから権限を有する機関を選んで相談することは難しい。
- ◆相談等を受ける行政機関においても、相談内容によっては、当該機関だけでは対応できない可能性がある。

【地域協議会を組織するメリット】

- (1) 相談への迅速かつ適切な対応
- (2) 紛争解決に向けた対応力の向上
- (3) 職員の事務負担の軽減
- (4) 権利擁護に関する意識のPR

国と地方公共団体の機関が、**地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして組織できる**(法第17条)

2 地域協議会は何をするのですか？

- (1) 複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有
- (2) 関係機関等が対応した相談事例の共有
- (3) 障害者差別に関する相談体制の整備
- (4) 障害者差別の解消に資する取組の共有・分析
- (5) 構成機関等における斡旋・調整等の様々な取組による紛争解決の後押し
- (6) 障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発

3 地域協議会はどうやって立ち上げるのですか？

- (1) 組織形態：
特別な決まりはない。単位(都道府県・市町村)、規模によって異なり、地域の実情に応じてさまざま。※既存の会議体に協議会の機能を付加する方法もある。
- (2) 会議の運営：
まずは関係機関が一堂に集まり、お互いに「顔」の見える関係を築くことが大切。また、効率的な会議のための分担も考えられる。
Ex. 代表者会議の下に実務者会議を置く。
- (3) メンバー構成：設置主体や区域の広さなどによって異なる。(参考：下表)
- (4) 事務局：障害福祉部局が地域協議会の庶務を担当する。
Ex. 協議会に関する事務の総括、各種取組に関する実施状況の進行管理、関係機関等との連絡調整
- (5) 都道府県と市町村の違い：組織単位でその特性を活かして業務を実施。

住民に身近な市町村

中間的位置づけの複数市町村連携

広域自治体である都道府県

4 各相談窓口と地域協議会との関係はどうなるのですか？

各相談窓口：一次的な受け皿 地域協議会：共有・協議の場
相談を各窓口から適切な機関につなぐ、複数機関の連携が必要な時の対応

5 守秘義務

地域協議会を構成する全ての者に守秘義務。(法第19条)
⇒積極的な意見交換や連携の推進を担保。

6 参考資料：関係条文等 **【別添】モデル事業実施自治体の事例集**

分野		都道府県	市町村
行政	国の機関	法務局、労働局や運輸支局などの国地方出先機関 等	法務局、公共職業安定所(ハローワーク) 等
	地方公共団体	障害者施策主管部局、都道府県福祉事務所、保健所、精神保健福祉センター、都道府県消費生活センター、教育委員会、学校、都道府県警 等	障害者施策主管部局、人権主管部局、福祉事務所、保健センター、市町村消費生活センター、教育委員会、学校、警察署、消防本部 等
関係機関団体等	当事者	障害者団体、家族会 等	障害者団体、家族会 等
	教育	校長会、PTA連合会 等	校長会、PTA連合会 等
	福祉等	都道府県社会福祉協議会、民生・児童委員協議会、福祉専門職等団体、社会福祉施設等団体、障害者就業・生活支援センター 等	市町村社会福祉協議会、相談支援事業者(基幹相談支援センター、市町村障害者相談支援事業者)、社会福祉施設、民生・児童委員 等
	医療・保健	医師会(医師)、歯科医師会(歯科医師)、看護協会(保健師・看護師)、医療機関、病院団体 等	医師、歯科医師、保健師、看護師 等
	事業者	商工会議所、経営者協会、公共交通機関、事業者 等	商工会議所、公共交通機関、事業者 等
	法曹等	弁護士会(弁護士)、司法書士会、人権擁護委員連合会(人権擁護委員) 等	弁護士、司法書士、行政書士、人権擁護委員 等
その他		学識経験者、新聞社、放送局 等	学識経験者、自治会 等

差別解消法制定に伴う豊明市職員対応要領の概要

◆職員対応要領とは？

差別解消法第七条「行政機関等における障害を理由とする差別の禁止」に規定されているとおり、市の職員が障害のある人に対して障害を理由とする差別をすることなく適切に対応するために作られるものです。

◆職員は何をして、何をしてはいけないの？

職員は、障害のある人に対して不当な差別的取扱いをしてはいけないです。また、障害のある人が、自身に対する社会的障壁の除去を必要としている場合は、職員は、実施に伴う負担が過重でないときは、障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮の提供をしなければいけません。

◆不当な差別的取扱いとは？

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービス若しくは各種機会の提供を拒否すること又はこれらの提供に当たって場所、時間帯等を制限すること、障害のない人に対しては付さない条件を付けること等により、障害のある人の権利利益を侵害することです。

(具体例)・障害があることを理由に窓口対応を拒否、後回しにする

- ・障害があることを理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む
- ・障害があることを理由にサービスの理由を制限したり（場所・時間帯等）、障害のない人には付さない条件を付したり、他の者とは異なる取扱いをする
- ・障害があることを理由に学校への入学、式典、授業、活動等の参加を拒み、正当な理由のない条件を付す
- ・正当な理由なく学校等の利用をさせない
- ・試験等において合理的な配慮の提供を受けたことを理由に当該試験等の結果を学習評価の対象から除外し、又は評価において差を付ける

※正当な理由とは

障害のある人に対して、障害を理由として、財・サービス又は各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である

◆合理的な配慮の提供とは？

障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、障害のある人が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものです。

- (具体例)・目的の場所までの案内の際に、障害のある人の歩行速度に合わせた速度で歩く。
前後・左右・距離の位置取りについて、障害のある人の希望を聞く。
- ・障害の特性により、離席や移動の必要がある場合に、会場の座席位置を出入口付近にする。
 - ・不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害のある人に対し、職員が書類を押さえ、又はバインダー等の固定器具を提供する。
 - ・障害のある人用の駐車場は目的外の利用がされないよう注意を促す。
 - ・エレベーターがない施設の上下階に移動する際、移動をサポートする。
 - ・意思疎通が不得意な障害のある人に対し、実物や絵カード等を活用して本人に分かる方法で意思を確認する。
 - ・駐車場等で通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。

◆監督者の責務とは？

日常の執務を通じた指導により、本要領における内容について職員に対する注意喚起をして、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせることです。また、職員による差別的取扱い又は合理的配慮の不提供に対する相談や苦情があった場合は、迅速に状況を確認したり、それらに対する指導や適切な対応が求められます。

◆相談体制について

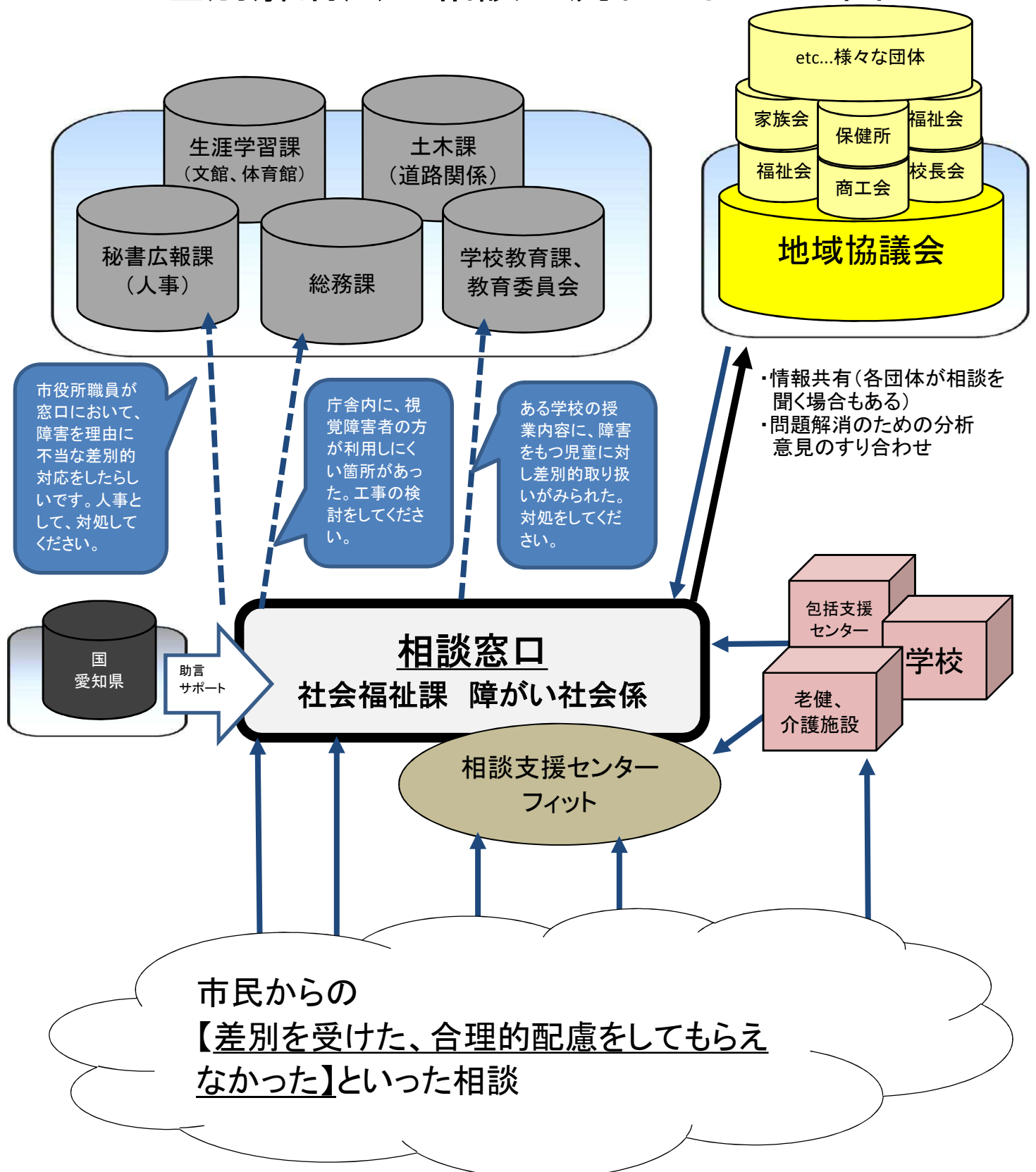
社会福祉課障がい社会係が相談窓口となっています。これはあくまでも窓口であり、社会福祉課長は、相談に対する解決を必要とする場合、各課や各機関に指導及び助言を求め
るものとしている。※別添イメージ図参照

例えば、『〇〇課の窓口で、職員が障害者に対して不当な差別的対応を行った。これは、職員に対する服務規程違反に該当する可能性があると思われるので、秘書広報課にて該当職員に対する指導を行い、その後の相談者への回答をすることとする。』といった、解決を図るために必要な専門部局へ引き渡すイメージとなります。

◆研修及び啓発について

社会福祉課長は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修及び啓発を行うものとする。これは、現行職員をはじめ、新たに職員になった者に対する研修に対しても、差別解消法に関する基本的な事項を理解させるための研修やセミナーを行うよう秘書広報課に協力を求めたいと思います。

差別解消法の相談の流れ イメージ図



社会福祉課障がい社会係は、相談窓口であるが、あくまでも「相談を受け、解決のために各機関へ橋渡しをする」役割である

相談対応事例について

相談者氏名	Aさん（視覚障害）		
性別	男性	年齢	60代
相談日	平成28年6月		
方法	<input checked="" type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 面談		
相談内容	相談内容および経路		
	<p>ご本人から、担当相談支援専門員に以下の通り相談があった。</p> <p>参議院議員選挙にあたり、点字の選挙資料が届いた。視覚障害があるが、点字は読めないので、大量の点字資料を送付してもらっても困ってしまうし、わからない。</p>		
	相談を受けての対応		
<p>担当相談支援専門員から社会福祉課へ上記の旨連絡が入る。</p> <p>社会福祉課から、市選挙管理委員会へ音声での選挙公報の送付が可能かを確認。選挙公報の音声データ（Daisy）が市選管へ配布されていたため、本人に送付した。また、今後の選挙でも音声データでの選挙公報をご本人に送付できるよう調整を行った。</p> <p>（市単位の選挙では、音訳ボランティア（草笛の会）にて、声の広報聴読者の方には候補者情報もあわせて送付してくださっているとのこと）</p>			
本人の思いなど			
<p>点字の書類は読めないし、かさばるので処分に困る。音声で送ってもらえて助かった。点字を読めない人には音声の方を届けられると良い。</p>			

障害及び障害者に対する県民理解促進事業報告書

1. 趣旨

本事業は、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する事業内容を自ら企画し、下記二点の事業を実施するものです。

ア 地域住民と障害のある人が共に参加できる事業を行いながら、障害についての知識及び理解を深め、差別の解消を図る事業とする。

イ 事業は、身体障害、知的障害、精神障害全ての障害を対象とするものとする。

2. 実施内容

- ・商店等に対する障害及び合理的配慮に関するセミナーの実施
- ・セミナー修了者、協力企業へのステッカー、フォロー用小冊子の配布
- ・ステッカーの意味について当事者および保護者関係者への説明会
- ・修了企業・協力企業の地域マップの作成および配布

3. 講義詳細

第一回講義

講師：愛知さくら法律事務所 弁護士 矢田啓悟 氏

日時：平成28年10月17日（月） 19：00～20：30

会場：豊明市中央公民館視聴覚室

参加人数 14名

第二回講義

講師：社会福祉法人豊明市社会福祉協議会 元センター長 森 昌樹 氏

日時：平成28年11月7日（月） 19：00～20：30

会場：豊明市中央公民館視聴覚室

参加人数 27名

第三回講義

講師：社会福祉法人豊明市福祉会 施設長 大谷 真弘 氏

日時：平成28年12月12日（月） 19：00～20：30

会場：豊明市中央公民館視聴覚室

参加人数 22名

出張講座講義

講師：特定非営利活動法人えんとかく 理事長 脇本泰志

日時：平成28年11月17日（木） 13：00～15：00

平成28年12月14日（水） 13：00～15：00

会場：MPS内（愛知県名古屋市）

参加人数 11月17日 10名

12月14日 7名

その他個別講義

講師：特定非営利活動法人えんとかく 理事長 脇本泰志

日時：随時実施

会場：店舗等各所にて

参加人数 38社にて

4. 効果

- ・主となる講義を5回、また興味関心のある事業者様に対し、随時行った研修にて障害者差別解消法が与える今後の社会課題を一般に伝えることができた。
- ・小冊子を配布することができ、障害児・者が抱える社会課題を地域に知らせる一助となった。
- ・障害者雇用につながる関係づくりができた。

5. 考察

本事業では、一般商行為を行っている事業者にターゲットを絞ったが、参加者の多くは、商売をしているが、当事者保護者関係者である人が大半を占め、講座参加者に隔たりがあった。

個別講義では、個別の営業やご紹介で社内研修の一環として、講義を行ったが、人的、費用的に過度の負担を強いられるのではないかと、という誤解が個人事業主を中心にあり、まだ取り組むには早いという考えを持っているということが分かった。

また周知という面においても、そもそも本法が施工された事実、本法そのものを知らないという参加者も多く、本法を広く知ってもらうためには、継続した啓発活動が必要だと考える。

6. 来年度に向けて

本事業は、単年度制であり、報告書の提出をもって終了するものである。

しかし、障害者差別解消法の理解は、今後社会において広く周知していく必要があり、本法人とは、今後も啓発活動の一つとして取り組み続けたいと考えている・